

(訪問看護療養付加金)

第57条 削 除

附 則

(経過措置)

第1条 この規約は、平成27年4月1日（4月診療分）から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日前の療養にかかる訪問看護療養付加金の支給については、なお、従前の例による

(過去付則)

1. 平成12年 4月27日 組合会の議決をもって、一部負担還元金との整合性を得るため第44条の条文を変更。
2. 第44条の規約を第57条に変更し、また条文の一部を変更、平成15年4月1日から施行する。
3. この規約変更は平成19年4月1日から施行する。
4. 平成28年2月19日 組合会の議決をもって本付加金の廃止を決定し、平成28年4月1日から支給を停止する。